2015年1月19日発行

村尾光子の
下野(しもつけ)市議会報告
（第37号）

連絡先：栃木県下野市祇園5-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp



平成26年第4回定例会(12月3日～17日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》
○承認（専決処分）
・H26一般会計補正予算（衆議院議員選挙費）
○報告（専決処分：損害賠償額決定）
○H26年度補正予算(7会計)
・一般会計　・国保会計　・後期高齢者医療　・公共下水道事業　・農業集落排水事業　・仁良川土地区画整理
・水道事業
○条例改正（3件）
・部設置条例　・国民健康保険条例
・道路占用料徴収条例
○指定管理者指定(5件)
・コミュニティセンター(9館)　・市民農園　・農村レストラン　・ふれあい館　・グリムの森・グリムの館
【追加議案】
○報告（専決処分：損害賠償額決定）
○条例改正(4件：職員等の給与改定)
・職員給与条例　・市企業職員給与等等に関する条例
・市長等給与等条例　・議員報酬等条例
○工事請負契約の締結（東田橋上部工工事）
○陳情(3件)　⟹　3件とも継続審査
・下野市箕輪地区での一般廃棄物収集運搬事業の創業に関し不許可を求める陳情
・下野市絹板地区への産業廃棄物処理施設の設置に関し不許可の意見書提出を求める陳情(2件)

■一般質問：10議員が質しました。

皆様 健やかに新年をお迎えでしょうか？

またしても、じっくり推敲できないままの報告書をお届けすることを心苦しく思います。

今年こそは表現力を磨いて共感を得られる内容に、が年頭の抱負です。

年末間際の解散・総選挙は大事な国の方向性を問わず、経済だけを強調しているようでした。これで国民の信任を得たとばかりにすべて強行されてしまう危うさを感じながらの年明けでした。「強いリーダーを求めるのは自ら思考することを放棄することで、民主主義ではない」とどこかで読んだ。「お任せ」は政権にとっては都合の良いことなのだろうが、もうこの辺で一人ひとりが民主主義のあり様を真剣に考え学ばないと、日本は専制国家になってしまうと危機感を抱いています。

昨秋は研修機会が多く、慌ただしく過ごすうちに12月定例会を迎えました。資料整理と考える時間が必要です。

議会報告と意見交換会
2月7日(土)13:30～15:30
グリーンタウン・コミュニティセンター 研修室
報告：村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

平成27年第1回定例会は2月24日(火)開会予定です。

■職員給与改定、
市長等特別職、議員の期末手当も引上げた

―議員報酬期末手当は賛成多数で可決（反対:3）―

人事院勧告に基づき国家公務員の給与が7年ぶりに引上げられた。これに準じて市職員・企業職員(水道事業)の給与を改定、併せて市長等特別職と議員の期末手当の支給率も引上げた。

【主な内容】

(1)民間の景気回復を反映した給与改定

①給料表改定	特に若年層に重点を置いた給料表の引き上げ **（改定率:平均0.3％）** （引上げの対象は321人）
②通勤手当改定	使用距離区分に応じ100～7,100円までの幅で引上げ （平均上幅 149円/月、対象355人）
③賞与支給割合改定	**0.15ヶ月分引上げ** ・職員 3.95ヶ月分→4.10ヶ月分 （引上げ分は勤勉手当に配分） （平均52,088円/人アップ） ・市長等・再任用、議員 2.95ヶ月分→3.1ヶ月分
④施行日	**H26年4月1日(遡及)**

(2)給与制度の総合的見直し

①給料表改定	高位号給を中心とした給料表の引下げ **（改定率:平均△2％）**
②地域手当の見直し	地域の賃金水準の見直しにより、地域手当級地区分6級地(6％支給)に設定。これまで無かった。（平均 6,946円/人・月 支給）
③施行日	**H27年4月1日**

◆議員報酬・期末手当引上げには賛成できない！

（賛成せず:中村議員・磯辺議員・村尾）

一連の議案は最終日に市長により提案された。

職員給与や市長等の期末手当は生活給なので、理解できる。しかし、議員報酬に関してはいかがなものか。

多くの人々は、物価が上がり、支出負担が増大している、と感じている。トリクルダウン(「金持ちを儲けさせれば貧乏人もおこぼれに与れる」という新自由主義的経済論の仮説)の効果は未だ無い。この経済情勢の中でも、私たち下野市議会議員は年間500万円以上もの議員報酬を支給されている。人勧は議員報酬には触れていない。

H25年7月からH26年3月まで、職員・市長等の給与を平均6.8％減額した。国から、東日本大震災災害復興財源確保のためとして、半ば強制的に要請されたからだ。この時は議員報酬については何ら減額措置はしなかった。市長から提案されないなら議員提案で減額を、と主張したが「他議会の状況を見る」でうやむやになった。

こうした経緯から、『痛み分けはしないけど、美味しいところはいただく』ようで、後ろめたいとさえ感じる。

使途が制限される政務活動費(現在支給無し)としての支給なら納得もしようが、論議する時間が無かった。

■部設置条例改正、分掌事務を変更

新庁舎開庁に合わせて組織機構の見直しが進められているが、スムーズな移行を図るため、前倒して H27 年度から組織改編する。

【改正点】

①「人権に関すること」
市民生活部 → 総合政策部へ
市民協働推進課を新設して
「男女共同参画」と「人権」は一体的に取り組む。

②「地籍調査に関すること」
産業振興部 → 建設水道部へ

※課の分掌事務は規則で定めており、議決対象ではない。

《主な行政機構の見直し(案)》（抜粋）

― H26年11月26日 議員全員協議会での説明 ―

（H27年4月1日からの実施案）

1. 「市協働推進課」の新設

①自治基本条例制定を踏まえ、市民協働による「まちづくり」に特化した「市民協働推進課」を総合政策部に新設

総合政策課
・自治基本条例
・男女共同参画
→ 総合政策部 市民協働推進課

生活安全課
・自治会・NPO・コミュニティ
・人権
・国際交流等
→ 総合政策部 市民協働推進課
・危機管理
・消防・交通・防犯
→ 市民生活部 安全安心課

2. 総務部の再編

①工事管理及び検査部門の強化を図るため、管財課を「契約検査課」に課名変更

②総務課に全庁的な財産管理事務を統合し、「総務人事課」に課名変更

総合政策課
・情報公開
→ 総務人事課

総務課
・例規審査
・文書管理
・人事給与管理
・職員福利厚生
→ 総務人事課

管財課
・公有資産等管理
→ 総務人事課
・工事の管理、検査
・入札、契約執行
→ 契約検査課

3. 市民生活部の再編 → 1.に記載

①危機管理体制の充実強化を図るため、生活安全課を「安全安心課」に課名変更

②市民生活関連業務を新設する「市民協働推進課」へ移管

4. 教育委員会事務局の再編

①文化部門の業務推進の効率化を図るため、生涯学習課と文化課を整理統合し、「生涯学習文化課」に課名変更

生涯学習課
文化課
→ 生涯学習文化課

■市施設の指定管理者指定

H26 年度末で契約切れとなる市有施設の管理を委託する指定管理者を指定した。これまでと同じ団体を指定。新たに、ふれあい館も指定管理者制度を導入する。

指定期間 ： H27 年 4 月 1 日～H30 年 3 月 31 日

施設名	指定団体
コミュニティセンター9館	各地区のコミュティ推進協議会
仁良川·グリーンタウン·上町·栄町·石橋駅前·石橋中央 石北 1 号館·石北 2 号館·友愛館·	
市民農園	市農業公社
レストハウスしもつけ	レストハウスしもつけ管理組合
ふれあい館	株式会社道の駅しもつけ
グリムの森·グリムの館	(一般財)グリムの里いしばし

■国民健康保険、出産育児一時金を 40 万 4 千円に改定

(施行 H27 年 1 月 1 日)

―産科医療補償制度掛金を含めた支給総額は変わらず―

これまでは、条例で定める出産育児一時金を 39 万円とし、健康保険法施行令に基づく産科医療補償制度の掛金 3 万円を加算した総額 42 万円を支給するとしていた。

このほど産科医療補償制度掛金が 3 万円から 1 万 6 千円に見直されることとなったため、出産育児一時金を 40.4 万円とした。支給総額は 42 万円を維持する。



条例では加算限度額を 3 万円とし、1 万 6 千円の加算額は　市規則で定める。

《産科医療補償制度》 議員全員協議会配布資料から

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度。

補償対象: 2015 年 1 月 1 日以降に出生した子ども

①在胎週数 32 週以上で出生体重 1,400 g以上、または在胎週数 28 週以上で所定の要件

②身体障害者手帳 1・2 級相当の脳性まひ

③先天性や新生児期の要因に寄らない脳性まひ

補償内容: 補償対象となった場合、準備一時金と補償分割金を合わせ**総額3,000万円**が支払われる。

準備一時金 600 万円

(看護·介護を行うための基盤整備費)

分割一時金総額 2,400 万円

(看護·介護費用として年間 120 万円を 20 回給付)

この改正は国の社会保障審議会医療保険部会での方針決定を受け、健康保険法施行令が改正されることによる。なぜ支給総額を42万円に維持するのか、明確な説明は無かった。厚労省の通知に従ったとのこと。



■一般会計補正予算(第 6 号)

12 億 3417 万円の減額、予算総額 229 億 7396 万円に

国庫補助金の大幅減、庁舎建設費年割り額の変更が大きいが、市債繰上償還も実施する。

【主な歳入】

○個人市民税	7,000 万円
○民生費国庫負担金	3,418 万円
○保育緊急確保事業国·県補助金	3,196 万円
○社会資本整備総合交付金	△ 1 億 7757 万円
○がんばる地域交付金	3,668 万円
○わがまち協働推進事業補助金	189 万円
産業祭·天平のマラソン·南河内地区駅伝事業へ充当	
○寄附金	403 万円
○減債基金繰入金	2 億 4218 万円
○一般コミュニティ助成事業助成金	500 万円
○合併特例債	△ 14 億 2250 万円

【主な歳出】

○社会保障·税番号制度システム整備追加負担金　98 万円

H27.10 月番号通知、H28.1 月利用開始、H29.7 月地方公共団体間の情報連携開始、詳細は今後の国の指示による。H27 年度庁内プロジェクトチーム設置予定。

○庁舎建設事業費　△ 15 億 3468 万円

支払い協定書により年割り額変更、H26 年度 7 億 9532 万円、H27 年度 37 億 9868 万円

○障がい者福祉費(自立·通所支援)　3,649 万円

○生活保護費(医療扶助)　1,542 万円

○予防接種事業　2,445 万円

水痘ワクチン·高齢者肺炎球菌予防接種者増

○農業水利施設保全対策事業　△ 4,020 万円

国庫補助採択困難のため宮前堰詳細設計分ほか減額

○道路新設·修繕費　△ 2 億 1706 万円

社会資本整備総合交付金減額のため

○道路照明施設等点検事業　400 万円

H25 年度に道路台帳整備、350 基すべてを準備点検

○南河内中学校擁壁修繕設計業務　150 万円

降雨多量のため東側擁壁の砂利流出、応急措置したが危険、H27 年度に改修工事実施予定

○石橋中学校防鳥ネット設置事業　670 万円

○公債費繰上償還費(元金)　4 億 4342 万円

H17 ～ 22 年度 合併特例債、H18 年度 農業農村整備事業債のうち、借入先金融機関と協議が整った利率 2.08 ～ 1.00 %のものの元金償還(保証金免除)、これにより将来負担比率は△ 62.0 % → △ 65.8 %とさらに好転する見込み。

■東田橋上部工の工事請負契約締結



東田橋は石橋中学校西側の姿川に架かる橋。

契約の方法	事後審査型条件付き一般競争入札
契約相手方	東綱橋梁株式会社
契約金額	1 億 5228 万円(消費税込み)
工　期	H28 年 2 月(14ヶ月)

結果的に一社のみの応札。入札金額の落札率 97.53 %。

取付け道路整備を含め総事業費 3 億 5 千万円(H28 まで)



村尾光子の 一般質問

今回は私を含め3議員から「子どもの貧困」に関連する質問がなされた。法整備はなされたが、実効性ある施策はこれから。注目していく。



生活困窮者自立支援法施行に向けた実施態勢を問う

H27年4月1日より法が施行される。準備態勢を質した。

(1)生活保護受給者以外の生活困窮者と言われる層は、市内に何人存在するか。実態把握方法はどのようか。

【広瀬市長】 法律の対象となる生活困窮者として、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる者、矯正施設出所者など様々な人々が考えられる。これらの生活困窮者がどこに、どの程度の数で存在するのか、実態把握は非常に困難だ。

適切な支援を行う上で、対象者とその抱える問題を的確に把握することが必要なので、法律の趣旨・内容を周知し、全庁的組織を設置して情報の共有化と実態把握に努める。

生活困窮者には自ら支援を要請できない人もいると考えられる。住民税・国保税、上下水道料金、給食費等の納付状況を糸口として困窮状態を発見し相談窓口につなげるほか、民生委員や自治会、市民団体等からの情報も得て、必要あれば積極的に訪問し、生活困窮者の実態把握に努める。

(2)自立相談支援事業はどのように実施するのか。

【広瀬市長】 自立相談支援事業は法に定められた必須事業であり、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3名体制により、市社会福祉協議会に委託して実施する。

社会福祉協議会と生活保護担当者等の連携を密にするため、相談窓口は社会福祉課にも設置する。

(再質問)職員の雇用形態はどのようか。地域包括支援センターの反省を踏まえてほしい。

【小口健康福祉部長】 社会福祉協議会では主任相談支援員は正職員として採用し、相談支援員と就労支援員は非常勤特別職としての雇用を考えているとのことだ。

「経済社会の構造的変化の中で、今や誰もが生活困窮に至るリスクに直面しているといえる」(厚労省社会・援護局)

○雇用状況の変化

	(%)	(%)
非正規雇用労働者	H12年 26.0	H25年 36.7
年収200万円以下の給与所得者	H12年 18.4	H24年 23.9

○その他の困窮リスク

高校中退者 約5.4万人、中高不登校 約15.1万人
ニート 約60万人、引きこもり 約26万世帯

生活保護受給者はこの法律の対象では無い。それ以外の生活困窮者の把握は現実には難しい。早期把握・早期発見のため、積極的なアウトリーチ(出向いていく支援)も求められる。人相手の仕事だ。盤石な職員体制無くして成果無し。

(3)任意事業として何を実施するのか。
H24年度は就学支援費受給者145人のうち38人が個別学習支援が必要との報告があった。(H25年6月定例会) その後どのような支援策が講じられたのか。
法施行に伴い、支援体制の構築が必要ではないか。

【広瀬市長】 学習支援事業を実施する。支援体制として生活困窮者支援対策庁内推進会議を設置し、情報の共有化を図り、貧困世帯の総合的支援ができるよう準備を進めている。

【池澤教育長】 個別の学習支援が必要な児童・生徒へは、担任によるきめ細かな目配りや授業以外での個別指導、加配教諭による一人一人への学習指導、学校生活支援員による授業の取り組み姿勢への指導など、学校現場での支援を行ってきた。学校以外の場での学習支援策実施には至っていない。

H26年6月1日現在での中学生の準要保護は55名、要保護は9名と把握している。今後、学校を通して受験対策など個別に学習支援を必要としている中学生が何名いるのかを把握し、学習支援教室の開催に取り組む。実際に学習支援事業をスタートできるのは6月以降になるだろう。

支援体制にはユースサポート事業の学生ボランティア登録者や学校教育サポートセンター相談員を含め、社会福祉課、学校と連携を図りながら体制づくりを進める。

(再質問)市民の中には、教員資格は無いがボランティア活動をしたいという方がいらっしゃる。学習支援事業に参加の余地はあるのか。
指導員となる教員OB 3名の雇用形態はどのようか。

【池澤教育長】 市民学習ボランティア有志の方がいらっしゃるのはありがたい。ぜひ、協力をお願いしたい。

教員OBは有償ボランティアの位置づけでお願いしたい。

貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、子どもたちの基礎的学力を身に付けさせること、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障することが鍵だと思う。高校や大学への進学率を高めることにもつながる。

下野市のH25年度の高校進学率は99.4%。要保護・準要保護の児童生徒数割合は3%弱と全国平均と比べ低い。中学3年生の不登校者は15名、うち13名が進学し、2名が在宅とのこと。(野田・岩永両議員の質問への答弁) 個々の事情は様々だろうが、学びたくても学べない境遇であるなら、社会的な支援が必要だ。

H25年には子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、今回は生活困窮者自立支援法の中で学習支援事業が制度化された。これを機に、下野市は「全ての子どもが学習意欲を持ち学力を高める」施策を充実させてほしい。

(4)包括的・早期的・創造的な支援が求められている。どのような体制で進めるのか。

【広瀬市長】 全庁体制で取り組む生活困窮者支援対策庁内推進会議を立ち上げる。既存の制度、サービスを適切に活用し、生活再建の足掛かりにつなげたい。

相談窓口という入り口整備だけではなく、働く場や社会参加などの「出口」をつくることも重要だ。関係機関と緊密に連携する支援調整会議を設置し、地域を巻き込んだ官民連携、協働で取り組みたい。

《生活困窮者自立支援法の概要》

1. 必須事業

○福祉事務所設置自治体は「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。

【期待される効果】
①訪問支援を含め、生活困窮者を早期に把握、早期に支援
②ワンストップ型の相談窓口として、情報とサービスの拠点としての機能
③複合的な課題を有する生活困窮者に包括的・継続的に対応
④地域ネットワークの強化など地域づくり

○福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住宅確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 任意事業

○福祉事務所設置自治体は、次の事業を行うことができる。

- **就労準備支援準備事業**
- **一時生活支援事業**
- **家計相談支援事業**
- **学習支援事業**

3. 都道府県知事等による就労訓練事業の認定

4. 費用

○自立相談支援事業、住居確保給付金
⇒ 国庫負担3/4

○就労準備支援事業・一時生活支援事業
⇒ 国庫補助2/3

○家計相談支援事業、学習支援事業その他の生活困窮者の自立促進に必要な事業
⇒ 国庫補助1/2

―「生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けて」(H26年6月 厚生労働省社会・援護局)から抜粋―

厚労省は、「新制度は生活困窮者支援を通じた地域づくり」を掲げている。つまり、新制度はケースワーク(個別支援)と地域福祉(地域づくり)から成るというのだ。

市長は「官民連携、民生委員・自治会・市民団体等から情報を得て」と言及したが、いかにして民間や市民とのネットワークをつくっていくのだろうか。地域包括ケアシステム構築と同様な課題と思う。残りの質問時間がなくて、この点は確認できなかった。

樹木葬等永代墓地は整備されるのか

H25年9月、樹木葬等の永代墓地整備を求めた。市長も関心を持たれ、整備の可能などを調査研究する、との答弁を得た。本年は市民アンケートも実施された。今後の整備方針を質した。

(1)本年実施した市民アンケートの結果はどうか。

【広瀬市長】 今後の墓地整備の基礎資料とするため、市内在住の40歳以上の3,000人を対象に、墓地に関する14項目についてアンケート調査を実施した。回収率は43%。

【アンケート結果】 (単位:%)

墓地所有している 75%		
場所	寺院墓地	31
	集落共同墓地	22
	市営墓地	12
継承者	継承者がいる	80
	いない・未定	20

所有していない 25%		
うち将来取得したい 60%		
具体回答で多い順	場所	①市営墓地 ②宗教不問の民間墓地 ③寺院墓地
	希望の形態	①芝生型墓地 ②樹木・慰霊碑等合葬式墓地 ③従来型墓地 ④納骨堂



(2)H25年度に整備したすがた川霊園共同永代墓地への埋葬予定はどのような見込みか。

【広瀬市長】 H25年度はすがた川霊園の芝生型墓地126区画と併せて合葬式墓地1基を整備した。これは市墓地条例第12条の規定により使用するものであり、現在、埋葬されている焼骨等は無く、埋葬予定の遺骨等も無い。



すがた川霊園合葬墓地➡

《市墓地条例》 抜粋

(市営墓地の使用権の承継及び消滅)

第10条 市営墓地の埋葬場所の使用権は、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。

2 次のいずれかに該当する事由があった場合は、市営墓地の埋葬場所の使用権は消滅する。

(1)埋葬場所の使用者及びその家族が住所不明となりかつ、縁故者がなく10年を経過したとき。

(2)埋葬場所の使用者が、これを返還したとき。

(市営墓地の無縁墳墓)

第12条 第10条第2項第1号に該当することにより使用権の消滅した市営墓地の埋葬場所については、焼骨又は遺骨を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去する。

すがた川霊園合葬墓地は、あくまでも市営墓地に埋葬されたが、継承者が無く無縁墓地となったものが対象である。まだそれに至った例は無いが、『その時』に備えての整備で、当初の整備計画には無かった。東端の未利用三角地に設置、100体ほど埋葬可能だ。

(3)すがた川霊園墓地は、今後どのように整備されるのか。永代墓地を求める声は少なからずある。市民の期待に応えられたい。

【広瀬市長】すがた川霊園は H23 年度から整備に着手し、総区画数 832 区画のうち 552 区画が完成している。現在、駐車場として活用している未整備の 280 区画は、アンケート結果から芝生型墓地への要望が多いことを踏まえ、計画通りに芝生型墓地として整備したい。

市営墓地における永代墓地整備については、将来、家族観の変化などを背景にニーズが高まった時点で、その必要性や整備方法について検討する。

(再質問)これから墓地を取得したい人たちの希望では、芝生型が最も多かったが、次いで樹木葬等であった。これらのニーズに応えるべきではないか。

【広瀬市長】我が市の現状では、個別埋葬方式が中心である。将来、そのような希望者が多ければ、検討する。

アンケート結果では、「市が今後整備すれば良いと思う墓地、回答2つまで」の回答数は、芝生型 27%、合葬式(樹木・慰霊碑型等) 26%、従来型 25%、納骨堂 19%だった。(資料提供 市民生活課) この結果から芝生型が一番多いからと決めつけて良いものか?
樹木葬は必ずしも合葬とは限らず、個別埋葬式もある。墓石を必要とせず、いずれ自然に還る。承継者不明となり市が埋葬し直すこともない。樹木葬区画の整備を待ち望んでいる市民は多く、行く末の見通しを立てたいのだ。

《ふくはら霊園 樹木葬霊園》(笠間市、出雲大社)

●**一般区画**:木杭を中心とした 2 m四方(約 4 m²)
中心部に指定の花木を植樹し、その近くに焼骨を埋葬。区画内であれば複数体埋葬可能。
墓所使用料:1 区画 50 ～ 60 万円
埋葬 1 名追加ごとに 10 万円加算
年間管理料 8000 円又は永代管理料 24 万円

●**合同区画**:シンボルツリーの山桜・しだれ桜の麓に決められた 50 ～ 55 ㎝四方の区画に 1 名のみ埋葬。
墓所使用料:20 ～ 30 万円(管理料含む)



← 一般区画
指定の花木を植樹
周りに草花を植えている区画もあった。



合同区画 →
シンボルツリーの山桜
この周囲に 400 区画

山全体が樹木葬霊園となっており、散策も気持ちが良い。

東京都小平霊園での樹木葬は 30 年間は個別埋蔵、その後は合葬とする。始めから共同埋蔵もある(報告 No32)。

■自主研修報告 再生可能エネルギーに取り組む地域を歩く ―那須野ケ原・いわき―(10 月 7 ～ 8 日)

市川房枝記念会主催のエネルギースタディツアーに参加した。

那須野ケ原土地改良区連合:農業用水路の落差を利用した小水力発電・那須野ケ原発電所・調整池堤体に設置した太陽光発電所・西岩崎頭首工(取水堰)などを見学した。未利用の自然エネルギー開発にエネルギー活用により農業・農村保全に努めている。

いわきおてんとSUN企業組合:震災前より、いわき市を拠点にNPO や地域づくり活動を行ってきた 6 名が中心となり、震災後に独自の復興活動を行いながら、未来ビジョンを共有し市民自らが地域づくりを行う"いわきおてんと SUN プロジェクト"を立ち上げた。2013 年 2 月に企業組合の法人格を取得した。事業 3 本柱は

①ふくしまオーガニックコットン 塩にも強い綿を有機栽培し、紡績、加工を全て国内で行い、「ふくしま潮目― SIOME ―」のブランド化。T シャツ・手ぬぐい・ハンカチ・ベイブ(人形)を販売。

②いわきコミュニティ電力
市民の手で太陽光発電設備を設置。現在 49 k Wh の発電規模。うち 19 k W はソーラーシェアリングで、パネルの下で農作物の栽培実証実験中。



③いわきスタディツアー 津波被災地、原発周辺地区訪問、オーガニックコットン畑、コミュニティ発電所などへのツアーをコーディネイト。学校などで出前講座も実施している。

これらのプロジェクトには市民はじめ、首都圏等からのボランティア、避難者の多くが参加。



JR常磐線富岡駅は被災時のまま

案内人の組合理事・島村さんによると、いわき市には避難者や復旧・新築のための工事関係者が数多く滞在し、街中が混雑、混乱しているとのこと。この企業組合では 30 代の若者 6 名を採用(雇用創出)し、研修受入れ(経済効果)も行っている。

案内同行の職員・新妻さんは楢葉町からの避難者で福島第1原発内でバルブ等の目視点検に従事していたそうだ。事故直後は待機、千葉県に避難後いわき市に戻ってきたが、「帰れるのか、帰れないのか、先が見えないことが辛い。国は帰れないならはっきり言ってほしいし、帰れるなら『いつ』か示してほしい」と、気力が全く失せて精神的に参っていたと語った。痛ましい。いわきおてんと SUN に出会ったことが再起につながったと。良かった!!

2014年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	5,447,750 円 ①
所得税還付金	974,375 円 ②
印刷機使用料	15,173 円 ③
報酬	8,979 円 ④

①月額 35 万円、期末手当 3.10 ヶ月分(＋役職加算 15 %)
② H25 年分
③実費分(どなたでも利用可)
④市川房枝記念会(インタビュアー)

【支出】 主なもの

所得税 1,182,584 円／住民税 295,200 ／国民健康保険税 340,704 ⑤／介護保険税 86,400 ⑥／固定資産税 67,800 ⑦／議員親睦会 36,000 ⑧/病気・傷害保険 66,844 ／家計へ 840,000 ⑨／自動車維持費 346,358 ⑩／印刷機・パソコン維持費 443,664 ⑪／報告書作業工賃 57,109 ⑫／図書・新聞・機関誌 295,072 ⑬／事務用品 52,318 ／通信費 288,199 ⑭／講座参加費 134,945 ⑮／旅費・宿泊費 118,690 ／団体会費 88,700 ／慶弔費 30,594 ／医療費 76,170 ／寄附 5,000 ⑯ ／選挙費用自己負担分 37,571

⑤医療分 261,980 、後期高齢者支援分 78,724 、⑥ H26 年度分 ⑦共同名義の自宅分 1/2 負担 ⑧お茶代・慶弔費として毎月 3,000 円報酬から差し引き ⑨生活費・事務所費として 7 万円/月 ⑩自動車税・ガソリン代・任意保険 ⑪インク・マスター・用紙・パソコンソフト・プリンター購入 ⑫議会報告書製本・発送等作業工賃 ⑬新聞・月刊誌・団体機関誌・単行本 ⑭議会報告書送料・スマホ通信費 ⑮全国自治体議員行財政自主研究会(東京)・自治体学会(福井県高岡市)・市川房枝記念会政治参画フォーラム(東京)・再生エネルギースタディツアー(那須塩原市・いわき市)等に参加 ⑯市川房枝記念会へ
その他被服費・懇親会費・使途不明金もある。

《村尾太陽光発電所通信》　～2004 年 7 月から 5.1 kWh の発電システムが稼働～



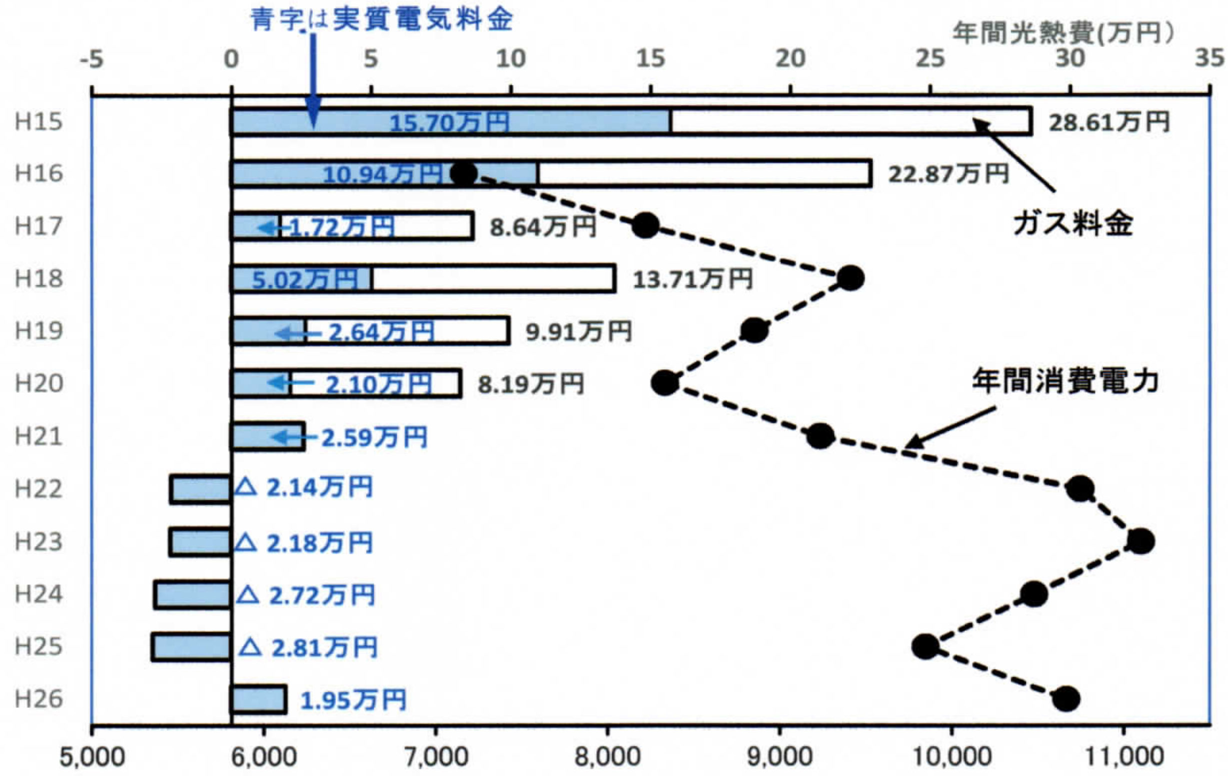
H20 年 8 月からオール電化、光熱費の収支は H22 年から黒字になった。しかし H26 年は赤字。
お天気に左右されるが、H26 度の自給率は 56.5 %、前年より 6.6 %も減った。
年間電力消費量は大幅に増加、それに伴い購入額も増えた。消費税率アップ、家族の在宅時間増が要因？



電力自給率(%) ＝ 年間発電量／年間消費電力 × 100

設置以来***2014年12月31日までのCO₂削減量：10,021Kg-CO₂***

【年間消費電力と光熱費】　(実質電気料金＝購入料金－売却料金)





作冬は寒かった。歳を重ねると共にこらえ性も無くなると実感。電灯を消さずに眠り込んでしまうこともしばしばあった・・・。経年のデータを見ると気を引き締めれば！と反省はするのだが。

この年末にもハッサク(?)を収穫できた。孫も大喜びするのが嬉しい。来年も実りますように。



【行動記録】　太字は議員としての公的活動

9/26～10/10　**議会報告 No36 編集・印刷作業**

【10月】

5　**ねんりんピックしもつけ囲碁大会開会式**／しもつけ福祉フェスタ 2014（市ボランティア連絡協議会）

7　**教育福祉常任委員会**

7～8　市川房枝記念会再生エネルギー研修会「那須野ケ原土地改良区連合小水力発電・いわき食彩館松崎康弘氏・NPO 法人ザ・ピープル甘南備かほる氏・NPO おてんと SUN 市民発電所・富岡駅・浜風商店街など」（那須塩原市・いわき市）

9　**議会だより編集委員会**

11　教育相談研修会（宇都宮市）

12　**南河内地区スポーツフェスティバル開会式**／能楽鑑賞講座

14～15　**教育福祉常任委員会行政視察**（千葉県柏市・東京都羽村市）

17　**議員全員協議会**／**議会活性化特別委員会**

18　市長いきいきタウントーク（南河内公民館）

19　生涯学習情報センターまつり（とちぎつばさの会下野支部）

24　**議会だより編集委員会**

26　村尾議会報告と意見交換会

27～28　**議会運営委員会行政視察**（長野市・上田市）

30　**ふれあいふくし運動会開会式**（南河内会場・お茶の間健康クラブ送迎ボラ）

31　**議会だより編集委員会**（正副委員長・最終校正）

【11月】

2　天平の芋煮会・市Ｖ連バザー（市Ｖ連）

3　**消防団通常点検**

5　**議員全員協議会(含認知症サポーター養成講座)**

6　樹木葬霊園見学（茨城県笠間市）

7　市川房枝記念会政治参画フォーラム「争奪から分かち合いの社会保障制度をめざして―アベノミクスと社会保障」浜　矩子氏（東京）

8　**市議会報告会**

9　産業祭男女共同参画推進啓発ｺｰﾅｰ（男女共同参画地域推進員）／アンサンブル・ギオーネコンサート

12　市Ｖ連理事会

13～14　**議会だより編集委員会行政視察**（宮城県利府町・柴田町）

15　市環境フェスタ（自然に親しむ会）／かみのかわ有機農業推進フェア「国際的なミツバチ大量死の原因と対策を考える」岡田幹治氏（上三川町）

16　さよなら原発パレード参加（宇都宮市）

17　**議会活性化特別委員会行政視察**（新潟県燕市）

18　やよい会例会

20　**教育福祉常任委員会・教育委員との懇談会「新教育委員会制度について」**

22　地方自治を学ぶ会公開学習会「市民力ってなあに？―ドイツの政治教育を通して考える―」近藤孝弘氏（国分寺公民館　今回世話人）

26　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**

29　市男女共同参画のつどい・映画上映会「そして父になる」（男女共同参画地域推進員）

【12月】

3～17　**市議会第4回定例会**

3,4,5,8,17 日　**本会議**

5 日　村尾一般質問

8,17 日　**議会だより編集委員会**

9 日　経済建設常任委員会傍聴

10 日　**教育福祉常任委員会**

11 日　総務常任委員会傍聴

16 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**

6　吉田西クリーンセンター整備作業（自然に親しむ会）／とちぎ自治講座「安倍内閣の教育改革～全体像と特徴」丸山剛史氏（宇都宮市）

7　下野市九条の会

12　ジャコウアゲハを保護する会作業（蔓巻公園）

13　市民活動補助事業・男女共同参画推進講演会「元ｷｬﾋﾞﾝｱﾃﾝﾀﾞﾝﾄから大学教授への道のり」堀　眞由美氏（とちぎつばさの会下野支部）

14　**南河内一周易断大会開会式**／自治医大子ども医療センターﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ花坂 jii 講演会「医療・芸術」林　香君氏／国際交流協会クリスマス会

15　やよい会例会

18～19　帰省（日立市）

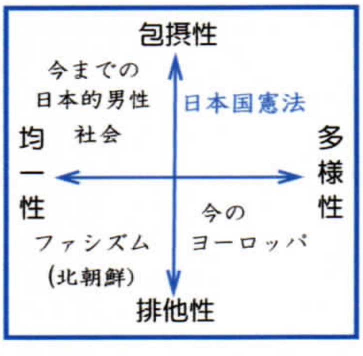
20　市人権教育講演会「ネットいじめ・犯罪から子どもをどう守るか」安川雅史氏／環境問題を考える会（東京工業大学村山研究室のアンケート調査協力）

20～1/5　議会だより原稿執筆

23～1/14　議会報告 No37 編集・印刷作業

～あれこれ～

■**経済学者・浜 矩子同志社大教授の**お話。「今後、いかなる心得を持って進むべきか？掲げるべき合い言葉は『奪い合いのシェアから分かち合いのシェアへ』、目指すべきところは『多様性と包摂性の出合う場所』。そこで我々を待ち受けるのは日本国憲法である。」「地方では地域通貨でしょうか」とも。世界に誇れる日本国憲法!!



《下野市議会主催市民公開学習会》

「人口減少社会の自治体役割」(仮題)

講師：福嶋浩彦さん

中央学院大学教授
元消費者庁長官・元我孫子市長

2月28日(土) 13:30～

国分寺公民館 視聴覚室 無料